

離島振興法の改正に伴う計画の策定について

1 策定の趣旨

- 現行の離島振興法(以下「現行法」という。)が令和4年度末で法期限を迎えることから、11月に離島振興法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が公布された。改正法では法期限が令和14年度末まで延長(10年間)されたことに加え、内容の充実が図られたところ。
- 本県では、現行法の成立時に沖島地域が離島認定されたことを受け、平成25年度に滋賀県離島振興計画(以下「現計画」という。)を策定し離島振興の取組を進めてきたところであるが、今回の改正法の成立により、法条文の新たな記載項目等を踏まえた、第2期滋賀県離島振興計画(以下「新計画」という。)を策定する必要がある。(改正法 第四条)
(計画期間:令和5年度～令和14年度 *10年間)

2 改正法のポイント

(1) 目的の改正

- ・「関係人口」等を巻き込んでいく視点を追加
- ・都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設

(2) 離島振興に関する各種配慮規定の充実

- ・医療、デジタル等の取組について、「特別の配慮」とする
- ・離島留学、再生エネルギーの活用、空き家活用等について、「配慮規定として明記とする

3 改正法に基づいた新計画(案)の方針

- 近江八幡市と協力し、10年後の沖島の維持・活性化に向け「島民200名の維持」を目標に策定
- 基本の方針として以下の4点を掲げ、近江八幡市や庁内各所属と調整中
 - (1) 誰もが訪れやすく、住みやすい沖島(湖上交通・島内外交通)
 - (2) 琵琶湖の恵みとともに、島ならではの産業を育む沖島(産業)
 - (3) 安心していつまでも暮らし続けることができる沖島(福祉・医療)
 - (4) 島民だけでなく、みんなの力で発展する沖島(移住・関係人口)

※法改正の趣旨を踏まえ、特に以下の点に新たに注力する方向で検討

- ・湖上交通および島外交通の充実
- ・デジタルインフラの整備
- ・診療所の体制充実・予防医療(歯科等の充実)・遠隔医療の確立
- ・離島の自然環境を活かした「離島留学」の創設
- ・空き家改修支援や移住希望者向けの移住体験など人材の確保・育成支援

4 新計画策定の効果

○財政上の措置等(改正法第6条)

国は、離島振興計画の円滑な実施その他の振興に必要な財政上の措置を講ずることとされている。(離島活性化交付金 等)

○国の負担・補助の割合の特例等(改正法第7条)

離島振興計画に基づく事業に要する費用については、補助率の嵩上げなどの特例措置の対象とされている。

○税制上の措置(改正法第19条)

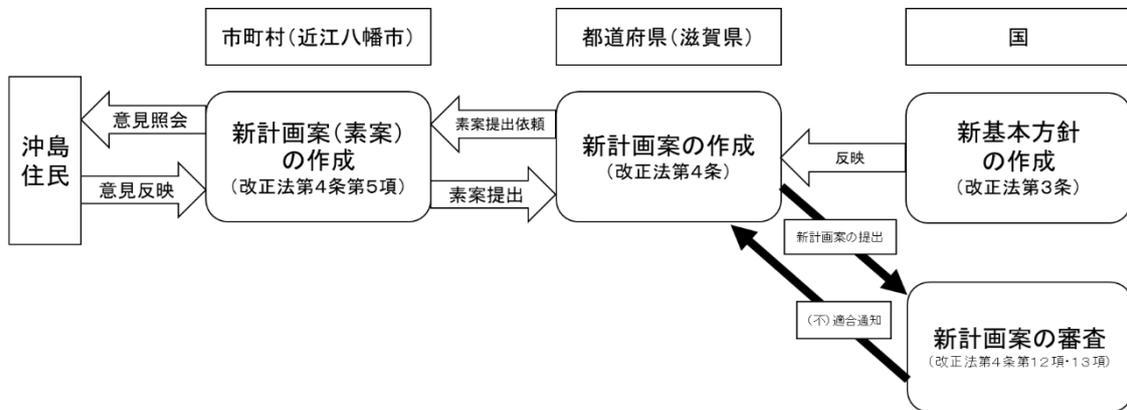
国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとされている。

5 今後の予定

○4月当初を目途に新計画を策定予定

- 2月8日 常任委員会に報告
- 2月中旬～ 国関係省庁との協議
- 3月下旬 国所管省庁(国土交通省)へ新計画提出
- 4月当初 新計画承認・策定

(参考) 改正法における方針・計画の位置づけ



(参考) 第2期滋賀県離島振興計画案における関係者の役割分担・フォローアップ体制

